

# 小矢部市公共施設照明設備LED化業務 公募型プロポーザル実施要領

## I 基本事項

### 1 趣旨等

この要領は、小矢部市公共施設照明設備LED化業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

小矢部市公共施設照明設備LED化業務

#### (2) 業務内容

- ① 設備導入に関する調査、実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の保証及び維持管理業務

※詳細は別紙1「小矢部市公共施設照明設備LED化業務仕様書」のとおり

#### (3) 対象施設

| No. | 施設名            | 住所           |
|-----|----------------|--------------|
| 1   | 小矢部市総合保健福祉センター | 小矢部市鷺島15番地   |
| 2   | 津沢コミュニティプラザ    | 小矢部市清水369番地1 |

#### (4) 業務期間

現段階における業務のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

- ① 設備導入工事期間：契約締結日から3か月
- ② 業務実績報告：工事終了後1か月以内
- ③ リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から10年間（120か月）

なお、本業務で設置した照明器具については、リース期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

#### (5) 提案金額の上限（10年間のリース料金）

総額 34,814,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 事業担当課

小矢部市総務部行政マネジメント課

住所：〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

電話：0766-67-1760（内線235）

E-mail：gyoukan@city.oyabe.lg.jp

## 4 参加条件

### (1) 参加者

- ① 参加者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、グループを構成しての参加も可能とする。
  - ア 機器をリース及び管理する業務
  - イ 調査・設計を実施する業務
  - ウ その他、業務遂行上必要な業務
- ② グループを構成する場合、参加者の代表者は、機器をリース及び管理する事業者とする。その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- ③ 構成員は、他の構成員になることはできない。
- ④ 参加者は、参加申込時において、構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑤ 参加者は、提案に必要な手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑥ 参加者（代表者及び構成員を含む。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - ア 富山県内に本店又は支店・営業所を有し、本市と円滑な連絡調整ができるとともに、事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応ができる体制を有すること。
  - イ 国又は地方公共団体所有施設のリースによるLED設備導入等の実績があること。（本実施要領公表日から過去5年以内に限る。）

### (2) 参加資格の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者及び協力事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ② 本実施要領の公表日から提案書提出までの期間に、小矢部市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ③ 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者
- ⑤ 国税及び市税を滞納している者

## 5 業務全体スケジュール（予定）

本業務は、次の日程で行う。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

| 項目          | 日程                   |
|-------------|----------------------|
| プロポーザル公募開始  | 令和7年4月23日(水)         |
| 質問書提出期間     | 令和7年4月24日(木)～5月2日(金) |
| 質問回答期限      | 令和7年5月9日(金)まで        |
| 参加表明書受付期間   | 令和7年5月7日(水)～5月16日(金) |
| 参加資格審査結果通知  | 令和7年5月23日(金)         |
| 提案書受付期間     | 令和7年5月26日(月)～6月5日(木) |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年6月11日(水)予定       |
| 受託候補者の決定・公表 | 令和7年6月13日(金)予定       |
| 詳細協議        | 令和7年6月下旬             |
| 契約の締結       | 令和7年7月上旬             |

## 6 実施要領等の取得

### (1) 取得方法

実施要領等は、本市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。  
(URL <https://www.city.oyabe.toyama.jp>)

### (2) 取得期間

令和7年4月23日(水)から令和7年6月5日(木)まで

## II 審査・選定等

### 1 選定の方法

事業者の選定にあたっては、事業者の優れた実績とノウハウを生かした提案を受け、最も優れた提案を行った応募者の中から受託候補者1者を選定する。

選定後、本市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、リース契約を締結し、本業務を実施する。

### 2 質問及び回答

#### (1) 提出書類 質問書【様式1】 ※任意の様式でも可

所定又は任意の質問書により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

#### (2) 質問受付期間 令和7年5月2日(金)まで

#### (3) 提出方法

電子メールで件名を「【質問書】小矢部市公共施設照明設備LED化業務（企業名）」として提出すること。

#### (4) 提出先 本要領に記載の事業担当課

(5) 回答

質問に対する回答は、令和7年5月9日（金）17時までには本市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等への追加又は修正とみなす。

### 3 参加表明書の提出について

(1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式2】（応募者の代表者）
  - ② 構成企業届【様式3】（グループを構成する場合のみ）
  - ③ 企業概要【様式4】（応募者及び構成員のみ）
  - ④ 業務実績報告書【様式5】（リース事業役割業者のみ）
  - ⑤ 各種証明書等（リース事業役割業者のみ）
    - ア 業種に関する許可、登録を証明する書類の写し
    - イ 商業登記簿謄本の写し（受付日前3か月以内）
    - ウ 定款又は寄付行為状況
    - エ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
    - オ 業務内容が分かるパンフレット
    - カ 直近1年間の納税証明書の写し（未納のない証明）（発行3か月以内のものに限る）
      - ・ 国税（法人税及び消費税（地方消費税含む。））
      - ・ 市税（法人市民税）
    - キ 委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限を委任している場合）
- (2) 提出期間 令和7年5月7日（水）から同年5月16日（金）午後5時まで  
（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）
- (3) 提出方法 電子メール、直接持参、郵送のいずれかの方法とする。（紙媒体の場合は、1部のみ）
- (4) 提出先 本要領に記載の事業担当課

### 4 参加資格審査と結果通知

参加受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和7年5月23日（金）までに電子メールまたは文書で通知する。なお、企画提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知を行う。

### 5 企画提案書等に必要な書類

(1) 提出書類

- ① 企画提案書【様式6】
  - ② 業務費積算書【様式7】
- (2) 提出期間 令和7年5月26日（月）から同年6月5日（木）午後5時まで  
（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

- (3) 提出方法 紙媒体で7部（正本1部、副本6部）及びデータ媒体（PDF形式）を持参又は郵送
- (4) 提出先 本要領に記載の事業担当課
- (5) 留意事項
- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。  
フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
  - ② 各提案書類には、各ページ下部中央に通し番号を付すること。
  - ③ 用紙の大きさは、A4版で綴じたものとする。
  - ④ 原則、本市の閲覧場所に備える図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。
  - ⑤ 電力消費量やCO2排出量、電気料金の削減等に関する提案にあたっては、別紙2「既存設備一覧表」の数量、消費電力に加え、以下を基準に積算すること。  
ア 再生エネルギー促進賦課金 3円98銭/kWhを加算  
イ 燃料費調整額を含めずに積算  
ウ 点灯時間は年間250日6時間として計算（施工前後ともに）  
エ 北陸電力発電CO2排出量単位（2023年度実績）：0.481kg-CO2/kWh
- (6) その他
- ① 資料の作成に要する経費は参加申込者の負担とする。
  - ② 提出された資料は返却しない。
  - ③ 提出された資料は無断で他に使用しない。
  - ④ 提案書類提出要請通知受領後に提案を辞退する場合は、理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。

## 6 企画提案に対するプレゼンテーション審査

- (1) 実施日時 令和7年6月11日（水）予定  
※実施場所・開始時間は別途通知する。
- (2) 所要時間
- ① 企画提案書の概要、詳細説明（20分以内）
  - ② 質疑応答（10分）
- (3) その他
- ① プレゼンテーションは非公開とし、提案書の受付順で実施する。
  - ② プレゼンテーションは提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。動画上映やデモ点灯は自由とする。
  - ③ 提案事業者からの参加は5名までとし、協力事業者の出席を認める。
  - ④ 会場にはスクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル）のみ本市が準備する。接続するパソコンは企画提案者が持参すること。

## 7 受託候補者の選定

### (1) 審査及び選定

審査は、提出された提案書をもとに5名の委員の組織する審査委員会にて総合的に審査し、受託候補者及び次点候補者を選定する。

### (2) 審査及び評価基準

| 評価項目        | 評価事項                                                                                       | 配点  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業遂行能力      | ・事業計画は具体的・実現性を有し、計画どおり遂行できる体制を有しているか。                                                      | 10  |
|             | ・同様の事業の実施経験が豊富であり、実施体制の役割分担が明確になっているか。                                                     |     |
| 使用機器        | ・使用する LED 照明機器等は累積製造・販売実績を十分有し、仕様書に準じた製品であり、照度等の性能は十分か。                                    | 10  |
| 現地調査・設計、施工等 | ・具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に確実に完了できるスケジュールとなっているか。                                         | 10  |
|             | ・工事中における工程管理、品質管理及び安全管理等の留意点等が記載されており、関係法令を遵守した信頼性がある提案内容か。                                |     |
| 維持管理        | ・製品に関する不具合、事故及びトラブル等が発生した場合、迅速に対応できる体制及び対策が確保されているか。                                       | 10  |
|             | ・将来的な維持管理を見据え、汎用性のある製品で、次の設備更新や管理に配慮した提案内容か。                                               |     |
| 事業効果、創意工夫   | ・電力消費量や CO2 排出量、電気料金の削減等に関する提案について、LED 化による効果として具体性・妥当性があり、消費電力、CO2 排出量、電気料金の削減効果が十分見込めるか。 | 20  |
|             | ・SDGs に寄与した提案か                                                                             |     |
| 地元事業者の活用等   | ・各役割（現地調査・設計、施工、維持管理）において、地元事業者の活用等、地域経済に寄与する具体的な提案内容か。                                    | 20  |
| 提案金額        | 提案内容に対する見積金額は適正か。                                                                          | 20  |
| 合 計         |                                                                                            | 100 |

### (3) 審査結果

結果通知日時 令和7年6月13日（金）予定

- ① 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する意義は申し立てることはできない。
- ② 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

## 8 企画提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 独占禁止法第3条に抵触する行為があった場合
- (5) 本実施要領に違反すると認められる場合

## 9 契約の締結

- (1) 契約は、選定された受託候補者と本市との間で協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者が辞退又は特別な理由により契約締結ができない場合は、次点候補者と契約交渉を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

## Ⅲ その他

### 1 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。やむを得ない理由によりプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 提出期限以降における提案書の差し替え又は再提出は本市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された提案書は、返却しない。
- (4) 参加表明者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書について、本市が必要と認める場合には事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更、延期又は中止する場合がある。この場合は参加者に対して本市は責任を負わないものとする。

## 2 添付資料

- (1) 質問書                   【様式 1】
- (2) 参加表明書           【様式 2】(応募者の代表者)
- (3) 構成企業届           【様式 3】(グループを構成する場合のみ)
- (4) 企業概要              【様式 4】(応募者及び構成員のみ)
- (5) 業務実績報告書【様式 5】(リース事業役割業者のみ)
- (6) 企画提案書           【様式 6】
- (7) 事業費積算書       【様式 7】